

賢い消費者になりましたよ！

消費生活相談

前号で説明した「グレーゾーン金利」について、補足をさせていただきます。

前号で、出資法と利息制限法の上限利息の差の部分を「グレーゾーン金利」と説明しましたが、昨年6月18日に貸金業法が改正され、このグレーゾーン金利が撤廃されました。具体的には、法改正で出資法の上限金利が29・2%から20%まで引き下げられました。

◇現在でも…

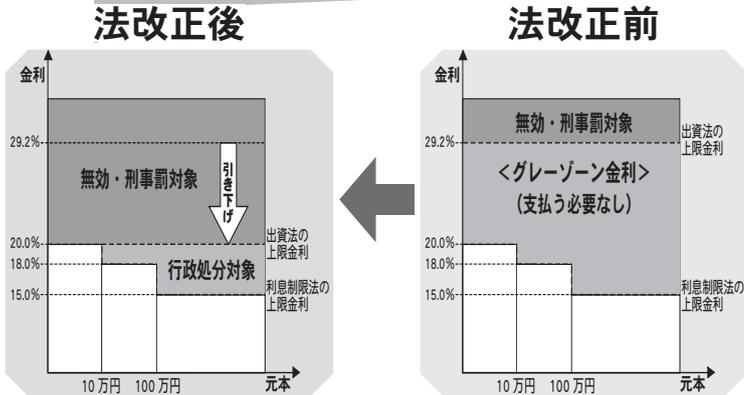
法改正以前に借金した場合はその時点での金利が適用されます。現在でもグレーゾーン金利で返済している人は多く、過払い金の相談が多数寄せられています。

グレーゾーン金利は無効であり、支払う必要はありません。

「もしかすると自分は該当するのでは…」と思う人はできるだけ早く手続きを行い、正しい金利で計算し直して払い過ぎたお金を取り戻しましょう。

◇法改正による新たな規制

借り過ぎ、貸し過ぎの総量規制や、借入残高が年収の3分の1を超える場合に新規の借入れができなくなり、また、借入れの際に「年収を証明する書類」が必要となるなどの規制が新たに設けられました。



＜消費生活相談窓口＞

●役場消費生活相談窓口（役場町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

●たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！